

くらし

国民年金のお知らせ

お問い合わせ 市民課 ☎73-3005
善通寺年金事務所 ☎0877-62-1662

国民年金は将来の大きな支えになります

国民年金は、年を取ったときやいざというときの生活を現役世代みんなで支えようという考えで作られた制度です。
若いときに公的年金に加入し、保険料を納め続けることで、年を取ったときの老齢年金のほか、病気やケガで障がいが残ったときは障がい年金、家族の働き手が亡くなったときは遺族年金を受け取ることが出来ます。

国民年金の任意加入制度

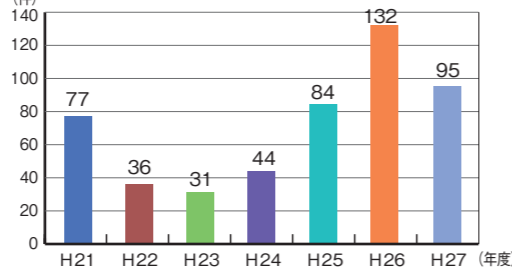
老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

保険料の納め忘れなどにより、納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に任意加入をして保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。
なお、老齢基礎年金を受け取るためには、保険料の納付済期間や保険料



No.6
Safe & Peace
安全・安心な三豊

香川県における特殊詐欺事件の認知件数 (既遂・未遂を含む)



県下の特殊詐欺事件は近年、増加傾向にあり、平成27年度は95件の事件が発生し、被害総額は2億4千4百万円に上りました。
平成27年度と平成26年度の認知件数を比較すると、全体的に若干の減少傾向にあります。
が、還付金詐欺の件数が増加するなど、予断を許さない状況です。最近、市内でも、送り付け商法による特殊詐欺の未遂事件が複数発生しています。
不審な電話がかかってきたり、一方的に商品を送り付けられたりした場合は、一人で悩まず、最寄りの警察署にご相談ください。

▼問い合わせ
三豊警察署生活安全課 ☎72・0110

の免除期間などが原則として25年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます。ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた人に限られます。
また、海外に在住する日本人で、20歳以上65歳未満の人も任意加入することが出来ます。
希望者は、年金手帳、認印、通帳、金融機関届出印を持って、市民課、各支所または年金事務所です手続きをしてください。

社会保険労務士による 無料年金相談

日時・場所
6月8日(水) 三豊市役所西館
6月28日(火) 詫間福祉センター
午前10時～午後3時
● 持っていくもの
年金手帳、年金証書などのほか、相談者本人であることが確認できるもの。代理人の場合は、委任状および代理人本人であることを確認できるものが必要です。
● 問い合わせ
街角の年金相談センター
高松(オフィス)
☎087・811・6020

目指せ男女共同参画社会

No.47

あなたは大丈夫？DV・デートDV

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは...

配偶者や恋人など、親密な関係にある者からの身体に対する暴力、精神的な嫌がらせなどをいいます。特に、交際の男女間で起こるDVを「デートDV」といいます。DVは、憲法が保障する基本的人権を否定する行為であり、法律などで規定される犯罪です。

あなたは次のような経験はありませんか？

- 交友関係を細かく監視される
・メールの返信が遅いと怒る
・自分を最優先にしないと機嫌が悪い

お互い素敵な関係になるためには...

お互いを思いやる気持ちは、適切な言葉や行動で表さないと伝わりません。大切な相手を尊重し、お互いの個性や価値観を認め合うことで対等な関係を築いていきましょう。

DV・デートDV予防のための5カ条

- 一、決して暴力を認めてはいけません
一、パートナーを尊重しましょう
一、嫌なことはNO!と言いましょ
一、正しい知識を身につけましょ
一、困ったとき、悩んだときは相談しましょう

くらし

身体障がい者補助犬給付

お問い合わせ 福祉課 ☎73-3015

視覚、聴覚、肢体不自由の身体障がい者手帳をお持ちの人で、盲導犬、介助犬、聴導犬を希望される人は、6月17日(金)までに福祉課に申し込んでください。
各種条件などがありますので、お早目にご連絡ください。



くらし

本人通知制度に登録を

お問い合わせ 市民課 ☎73-3005

本人通知制度は、「あなた」の戸籍や住民票を「あなた以外」の人に交付したとき、交付した事実を「あなた」にお知らせする制度です。登録することで、不正取得を抑制することが出来ます。
対象 市の住民基本台帳や戸籍に記載されている人(過去にあった人も含む)
適用期間 無期限
通知方法 本人の代理人や第三者に交付した事実を、郵送により本人に通知します(交付請求者の氏名、住所は通知しません)。
申し込み先・時間
市民課または各支所
平日の午前8時30分～午後5時
※運転免許証など、本人確認できるものを持参してください。

6月23日(木)～29日(水)は、男女共同参画週間です

意識をカイク。男女でサンカク。社会をヘンカク。

男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」の形成に向け、男女共同参画社会基本法が、平成11年6月23日に公布、施行されました。毎年6月23日から29日までの1週間は「男女共同参画週間」です。



私たちの周りの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか？

▼問い合わせ
企画財政課 ☎73・3010